

議会運営委員会会議録

平成14年5月27日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○里川宜志子 山本 直子
中川 靖広 浅井 正八 木田 守彦 小野議長

2. 理事者主席者

総務部長 植村 哲男

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同係長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開会（午前9時00分）

委員長 署名委員 中川委員、浅井委員

議長 （あいさつ）

先日、議会運営委員会の打ち合わせの時に、委員長の取り計らいで私も同席させていただきました。その中で、斑鳩町議会というのは開かれた議会であって、進歩的な議会運営を図っているということで、先輩たちの教えを守りながらやってきましたが、この際議会運営を見直して行くのではないかとということで、特別委員会を設置して、会期が長いということについても委員長から抜本的に検討し直そうと、そのような意見もいただきまして、ちょうど改選前の議会運営委員会で検討をお願いいたしまして、来期に向けてのより効率的な議会運営がはかれるようよろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 それでは前年度の議会運営委員会から申し送られている事項もありますが、それらはまた別の機会で作らせていただいて、今ここに配布されていますレジメに従いまして本日の会議を進めていきたいと思っております。

協議事項の関係ですが、14年度の6月定例会についてであります、会期日程については確認を既にいたしておりますように、前委員会で予定が示されています。6月3日から21日までの19日間とする。ということを確認しておきたいと思いますが、よろしいですか。

（ 委員了承 ）

委員長 それではそのようにさせていただきます。

この度ご審議いただきます行政側の付議予定議案がまとまりましたの

で、ご説明をいただきます。

総務部長 (付議予定議案の説明)

委員長 ただ今行政側の提出予定事案の説明がありましたが、これについてご質問ございますか。

(な し)

委員長 それでは予定議案の具体的な取り扱いについてご相談申し上げることになりますが、その前に確認をいたしておりますが、定例会の日程表であります。追加がされております。前回確認をいただきました後で、市町村合併調査研究特別委員会の日程を18日にするということが決まったようですので、それをここに追加しておくことについて後家確認いただきたいと思います。

総務部長 1点だけ漏れましたので、ご報告させていただきます。先ほど13件の提出予定しておりますということでご説明申し上げましたが、最終日に追加日程としてさせていただきたい件がございます。これにつきましては、本来ならば初日に上程いたすものでございますが、結果として最終日に上程となりました。

公営住宅に係ります関係の入札は、制限付き一般競争入札ということで、6月13日入札を予定しておりますので、よろしくお取りはからいいただきますようお願いいたします。

委員長 付議予定議案の取り扱いについて確認をしていきます。

14年度斑鳩町一般会計補正予算第3号についてですが、打ち合わせの時も申し上げておりましたが、特に今回の補正は集会所建設に係る間

題だけになっているのですが、そういうことを考えて総務委員会の付託だけでいいのかということ saying it but, this is about land acquisition, it's a different issue, so from here, it's better to separate it, I think. Also, the Health Committee also has an explanation of this relationship. Also, regarding the request from the city of Showa, it seems to be the same way, so regarding the handling, it's the same as the general committee, so I think it should be fine, right?

木田委員 これは補償工事として町は考えておられる。土地やから総務でいいのかしらんけれど、補償、また地元との同意書を交わすということまで厚生委員会でおっしゃっておりますので、その点も考えていただかなければならないと思う。

委員長 そういうことの議論を実はしたいのです。
用地の取得について言い悪いという関係の結論を題することができるかどうかということになりますと、まだ建物の関係しかり、土地の正式なその他の関係にしても、皆今後地元と相談をしてということなのです。そうすると、それらが終わるまでこの補正予算については、審議を継続するようにせざるをえんようになってしまう。ところが建物にかかわって入ってくると、それは総務委員会の所管ではなくなる。というようなことがあってどう取り扱うか議論をしました。したがって今木田委員が言われるような考え方もあって議論をしたのです。ところが今回は補正予算の関係でそのことだけが浮き彫りになっていますけれど、もしも並行していくつかの問題が出たらその時どうするのかということになって、かえって混乱するのかなというように思う。実質的な審議の機会がなくなるということになって、今回の用地の取得に伴う瀬補正予算については1つに伴う補正予算として決めて、そして具体的には厚生になると思う。総務はそういうことでみんな事後やというふうに言われましたの

で、そうなってくると一概に厚生と言ってしまうことがいいのかどうか。さらに補償工事の範囲の問題についてもどこまでが補償なのかという関係も出てきます。そういうことでもう少しこの辺は精査しないと議運としても扱いにくくなるのと違うかなと、後の取り扱いについてももう少し議論をしておいた方がいいように思いますがどうでしょう。

木田委員　私が受け取ったのは、地元との覚書を交わすという言い方をしておられたので、これだけでなしに今後ともいろいろなことを出されてきた場合にはそれに応ずるという形か、これだけなのか、その点が昭和町の件については分からないのです。この集会所だけで終わるのか、用地取得のことについてはこれで結構ですけれど、今後のことについて覚書を交わすということは、今後これだけで地元は同意していただけるのか、あるいはこれからも延長していろいろな事業を要求してこられたらそれに応ずるのか、その辺ははっきりとした回答が得られていない状況だと思う。

委員長　昭和町に限らず今話が明確でないのが、補償という関係についてそれぞれ違う。どこまでが補償であって、どこまでが普通の一般的な取り扱いになるのか規定したものは何もない。そして都合によって補償ということになってきている状態になっている。火葬場やごみ処理場の関係など。ところが議会で補償工事であるという確認は全部しているのかという、その覚書そのものについても提示をされて、議会が了承されているという手続きをとれていないわけです。ただ勝手に町がこれは補償でありますと、ここの補償の関係ということで14年度予算を見ても、ごみ集積所の関係も補償になっているし、いろんな面が補償になっている。どこでもみんなしなくてはならないはずなのに、補償ということと補償でないという関係について、負担割合の関係が全然示されていない。補償ということであれば、全部無償であるのかどうかという関係

で補償とあえて言っているのかどうか。あるいはこういう事業をやりま
すけれど折半することになるのかどうか。ということについても明確に
なっていない。

従って議論をしていけば、補償の扱い方の問題について極めて便宜的
に扱われてきている向きがあるのではないか。その辺の議論をしておか
ないとそれぞれ

だから今回の関係でもたとえば集会所一つの問題にしても補償という
ことになるから、全額負担してやっているということと、地元が要望が
あって地元が負担してまでもやろうとしてといるものについて、それは
だめだという意見が出てきたり、そうすれば補償という名を付けること
によって全額町負担させることの合理性を求めているという

一面もあるわけです。したがってそういうことでいいのかということに
ついて議論がまだ不十分だし、曖昧さが残っている。総務委員会の時も
言ったのですが、補償の範囲は一体どこまでなのかと、どう考えている
のか、ということをお聞きしているのですが、そこまでは言えませんと
。建物の関係について今後地元と話をしていくということで、みんな先
送りになってしまって、今度は用地取得だけやからと。用地取得の関係
については地元が取得するのを援助するのではなくて、町が取得をする
と、今後建物の関係については建物は地元が建てるが、それを援助する
こととなるのか、町が建ててかんりをいたくするのかどうか聞いたので
すが、それもわからんと。だから東里の例も出したのですが、集会所の
関係については随分幾通りある。取り扱いが極めて曖昧だと思う。その
時その時のさじ加減でものが決められているという形があるだけに今言
われているようなことはよく分かるのですが、もう少し内部で議論をし
ておかないと、議員が押し進めて議員が潰しているという形に今まで集
会所の関係についてはあるわけですから、それは一体どこに原因がある
かということ、議会の中で議論が成熟していないということが起因してい
るのではないかと思います。そういうことのまだ存在している状況の中

と言われるように、これは補償工事であるから所管の厚生でということがいいのかなとはじめはそう思ったのですが、果たしてそういうことをしていいのかどうか。と思いましたので、土地の取得にかかわっての事案ということに限定して考えてはどうかなと思うのです。

このことについては全員協議会の際にこういう考え方があるということとを議論したということをつけ加えて最終的にこういうふうをお願いしたということにさせていただきませんか。

(委員了承)

委員長

今回はそうしておきましょう。

(別紙のとおり、予定議案の委員会付託について決める)

次に、現時点で追加日程等議会にかかわる問題として、私どもで理解している問題について申し上げたいと思います。

1つは追加日程、町営住宅建設の工事請負契約の締結についてを追加日程として提出したいと言われているのが1件であります。

それから陳情書が1件あります。これの取り扱いの問題と、有事法制立法化の反対するという関係について、意見書を提出したいという趣旨の報告も受けています。それから農業委員の推薦についてもあるようです。

まず追加日程の1つとして、町営住宅の建設工事請負契約の締結についてが追加日程として提出されると、2つ目は農業委員会委員の推薦について、これは氏名確認ができませんから。この農業委員の関係は議会からの提出になりますね。

この町営住宅の工事請負契約締結についてなのですが、入札が6月13日ということで、これが最終日に追加提案されるということにして、これの審議をどうするかということについて議論してほしいのです。

というのは本会議で即決して決議していいものかどうか。従来でありますと、委員会付託をしてご審議を得て、本会議で締結承認をするという手続きを今までは行っているわけですね。今回そういうことをしようと思いますと、本会議でこの関係で休憩を取って委員会を開いていただいて一定の結論を出していただいて、その報告を受けて裁決をすることにするか。あるいは委員会としてはもう結構ということになるのか。いろいろ扱い方としてはいろいろあると思うのですが、その辺について議論をしていただきたいと思う。

打ち合わせの時も言っておったのですが、配慮が足りなすぎるやないかと。なぜこういう入札の手続きになるのかと指摘をしておいたのですが。

中川委員 1 1 日の建設常任委員会の前に入札をもっていくのは無理ですか。

総務部長 日程的には無理のような感じです。

中川委員 そしたら建設と後の委員会と変えてもらうことはできませんか。

委員長 ひっくり返そうが結局は同じなんです。

議 長 入札の日を変えることができないのかということは、これは難しいと思いながらも、委員長が議運の場所で言っているということは重大に受け止めてもらいたい。それで入札に応札できる業者はもう確定している状況ですね。ただその中で積算期間が2日間ほど短くなると、最終的に確定した日はいつだったのか。それで議会の日程の都合上、この日に合わすようにできると思う。現説がもう終わっているのだったら、向こうの積算の期間を3日間ほど縮めるだけなので、できるような気がするのですが、もう一度答弁していただけますか。

総務部長 担当の方で13日入札執行ということでそういう日程を組んでおりますので、無理ではないかと思っております。

委員長 この関係の面をずらしたり、いろいろ扱っていくということとはかえって誤解を生む状況になると思う。一番いい方法としては13日入札結果が出るわけですから、事前説明を・・・

木田委員 13日入札ですので、その日の午後からでも建設委員会をもっていったらどうですか。

議長 議会の日程は広報に出しているから、委員長が言われるように、本会議の最終日に休憩して委員会を開いてもらって、委員長報告によりそれを裁決してもらう。それがダメだったら、それまでの間13日以後にもう1回建水の委員会を入れてもらったらいと思う。

委員長 最終日までに委員会を持つということにするのか、あるいは最終日の追加提案の手続きをし、当日本会議を休憩して委員会を持つということにするのか2つしかない。どちらがいいか。入札のことなので私は後者にしたくない。できるだけすっきりとした形で。

中川委員 最終日までに臨時に集まってもらうということであきませんか。

委員長 どちらにしても議運の前にやっておかないといけない。
何れにしても、追加日程にするという関係での事前説明を受けておくということになかったらいけない。

中川委員 13日厚生委員会が終わってからの昼からということではあきません

か。

委員長

それでは13日から19日までの間に建水常任委員会を開いてもらって、その事前説明を受けておくということで、日程調整については関係者間で行っていただくということを確認しておきましょうか。その結果については、初日に報告していただくということにさせていただきますことにしましょう。

次に、陳情書の取り扱いについてどうするか諮ることいたします。

書かれてといるようなことは、これからやろうとしているようなことなんです、この陳情書についての扱いは、調査研究特別委員会に配布するということでどうですか。調査研究特別委員会も持つということになって、2番目の関係も具体的に取組もうとしているのですから、いずれにしても調査研究特別委員会に配布するということでよろしいですね。

(委員了承)

議長

付託ではないのですね。

委員長

だから配布すると言っています。付託議案ではないのですよね。

議長

先ほど宇治さんが持ってきていただいて話をさせていただいたのですが、斑鳩町については特別委員会を設置したことは承知していますということで、広域7か町を区域とした合併協議会設立とか、一般住民を入れた懇話会、他の町でみんな出しているのに斑鳩町だけ出さないというわけにはいかないのですということをおっしゃられました。

委員長

これは特別委員会に送付するということにいたしましょう。対応はそ

ここで決めてもらったらいいと思う。

今のところ1件の意見書を提出の予定と言われております。それは有事法制に反対をする意見書の提出をしたい。一応案的なものは委員長のもとには届いているのですが、皆さんに配布できるよう事務局で手続きがなっていないのでお配りしておりませんが、初日にはさせてもらえませぬ。出てくる予定ということだけ認識していただけますか。

事務局長 それと同じような要請書がもう1件出てきております。出てきているところが違うだけで内容はほとんど同じです。

委員長 それと、市町村合併を推進する陳情書の関係と、会議がもたれる関係の案内も来ておりますが、これも合わせて日時の関係から見て間に合いますので、調査特別委員会にどう対応するか決めてもらうという取り扱いにしておきたいと思いますが、よろしいですか。

それと、有事法制に関する要請書の関係ですが、これは全員配布ということにしておきたいと思います。さらにこのことについての意見書の関係は全会一致にはなりにくいと思うので、配ってにおいて意見書の準備がされているということをお願いしてはどうかと思う。よろしいでしょうか。

(委員了承)

委員長 次に、中国洛陽市親善訪問について、これを朗読してくれますか。

事務局長 (朗 読)

委員長 予算その他の関係はどうなっているか。

事務局長 予算につきましては観光協会の方から出させていただくということで聞いております。

委員長 何名の団体か。どういうメンバーなのか。

事務局長 50人の募集されております。一般公募の分については自費で行かれるということです。

委員長 まとめて言ってもらえますか。もう少しはっきりしておく内容だと思う。

議長 私のところにも相談がありまして、財政課長に聞いている話では、1名公費の予算化をしてあるということです。町長が観光協会の会長を兼ねておりますので、町長と議会1名が公費で行けるような手当をしているような説明を受けるのですが、その辺少し微妙な問題ですので、公募で募集もしていますし、もし参加していただける議員さんがおられたら、幾ら予算があるということであつてもなかなか難しいのではないかと思う。正式な文書が来ていますので、議会として議論してまとめてもらったらと思います。

委員長 だから議会として参加するかどうかということを決めるということですね。意見聞かせていただけますか。

浅井委員 一般は町内だけですか。

事務局長 町内だけです。

木田委員 今日社会状況も厳しい中で、ニュージーランドの派遣も議会としては

断って行かなかったという経緯がある。観光協会の関係で行かなければならないという理由付けができないのではないかと思う。それより国内で友好都市を結んでいるところとする方がいいのではないかと思う。後になって会計処理仕方やお金の支出について問題が出てくることにもなりかねないので、議会としては止めておくべきだと思う。

もし希望者があれば一般と同じように自費で行くことにしたら道でしょうか。

委員長 自費で行くのなら取り扱いする必要がないと思う。

山本委員 斑鳩ユネスコ協会というのと観光協会はどういう関係があるのか。そして親善訪問の際の文化交流事業等の公式行事を計画しておられるのは観光協会だと思うのですが、これだけでは理解ができません。このような内容だけでは議会として参加することは難しいのではないかと思う。

里川委員 私も25日から30日の日程で単純に書かれているけれど、スケジュールの内容についてまったく触れられておりませんし、それをどういう行程になるのか分からないまま、議員さん1名来ていただいたら費用を出しますから来てくださいという話では、今の時代これまでの斑鳩町議会のいろんな海外視察の問題とか、いろいろ前向きな議論をしてきた議会としては単純に受けるわけには行かないのではないかと感じたのですが。

議長 今山本委員から言われたように、斑鳩ユネスコ協会設立の節目の年にあたりますと書かれていますが、先日の総務委員会でブラジルの記念碑のことでいろいろ議論されてきて、私も慎重に対処すべきだったということの一つに、実はユネスコ協会の設立ということでこの18日に案内をいただいて、設立総会に出席して祝辞を述べよということと言ったの

ですが、前日に設立総会の資料をくれと言ったら、そしたら81名の会員さんがおられる。その中にはいろんな町内の方がおられて、評議委員さんとか理事長の方とか役員になっておられる。しかも全部委員会の委員長が町長である。当然のようにユネスコ協会の会長になっておられて、挨拶で議長も来ておられますからよろしくお願ひしますと、議長が来たからと言って、今まで議会で1回もそういう話はなかったと思う。もう少し議会との調整をしていただきたいと思う。こういうことも議会へ早く報告して、昨年洛陽市へは行かれたと思う。担当に聞いてみたら予算もありますので是非ということでしたが、そんな分からない予算で行くこともできないし、ましてや一般で行かれる方に補助する、議員にも補助するんだという予算の組み方だったらいいが、議員は全額公費で一般は自費ということでは参加できないと私は思っております。ここでそういうようにまとめてもらえるならそのようにさせていただきたいと思う。よろしくお願ひしておきます。

中川委員 斑鳩町観光協会と斑鳩ユネスコ協会は何の関係があるのか。
結果的に議員1名を同行してほしいという議会に対するお願ひですが、そこで結論としては公費で参加させてもらうのはだめだということ
でまとめてもらうのがいいのではないかと思う。

浅井委員 この要請は議会に来てくれというだけで、行くか行かないという判断
だけでいいと思う。

委員長 私はこの関係について、計画の意図なり内容が不明確である。一般公
募する関係と全額公費負担する関係などについても不明朗に感じられる
。こういうことから、必ずしも議会から出してくれという要望については適切でない
と判断されるということでご辞退申し上げると、
こういうことにしまししょうか。中止すべきだという個人的な見解もある

のですが、それは別にしてここで参加を言ってきているのですから、それは望ましいことではないと判断できるので、議会としては辞退してほしいということにしておきますか。

(委員了承)

委員長 私は総務委員会でも言っていますが、ブラジルの記念碑の関係は一般質問させてもらうつもりです。

そういうことと合わせて、こういう関係が次々と出てくる。予算が聞かないと分からないというところにいわゆる隠れ財源になっているという関係もありますので、この取り扱いについては議会としては現時点において、不参加にするという結論に立ったということにしておきましょう。

何れにしてもこの関係は配布しておかないといけませんでしょう。

里川委員 この件に関連して、先ほど議長から説明のあった斑鳩ユネスコ協会の関係なのですが、今後こうして議長に総会に来て挨拶しろという内容のものであれば、できたら事前に議会の方へご説明なりして理解を求めていただいて、きちっと住民にこういうものやっっていくということを言ってもらえるように、議長にそういう要請が来るのであれば、今後もそういう方向でいっていただけるようお願いしておきたいと思います。

議長 今回もユネスコ協会も観光協会が主になっている。片方教育委員会が来てくれている感じがしています。それで観光協会の局長にそれらの資料を前日に教育委員会に届けられました。

今回委員長からブラジル記念碑のことで一般質問すると言っていたいているし、できれば新聞でユネスコ協会のことについて書かれておりますが、どういうことであつたのか、聞いていただければありがたいと

思う。

委員長

触れるつもりなんです。他薦の弊害というのはこういうところで指摘されてきたのではないかと。そういうことがぼちぼち出てくると、そういうことで隠れ財源がいろいろあちこちから出てくる。しかも説明ができていないというようになって、これでいいのかという感じをしている。しかも細かい額のようなものであるけれど、足してみたら多いと思う。そこまでええかっこせんでもいいように思うけれど、背伸びしてええかっこしている。斑鳩町がええかっこするのならいいけど、町長がええかっこしているような印象を受けてしまうからちょっと具合が悪いのかなと思う。

そうしますと協議事項1の関係で、定例会にかかわって、それぞれの請願陳情の関係の取り扱いについては確認をいたしました。よろしいですか。

(委員了承)

委員長

次に、9月議会の日程の案が出てますから、その説明を受けてできれば内定しておきたいと思います。

事務局長

(別紙により会期日程案の説明)

委員長

何か質問ございますか。

木田委員

決算審査特別委員会が、いつの間にか2日間と決まっているようですが、長時間にわたって夜遅くまでやっていただいているのは解りますが、日程的に3日間ぐらい取っていただいて、それで議員さんの努力によって2日間になるのだったらいいけれど、はじめから2日間というのは

おかしいと思う。納得できないところがある。

中川委員 今まで決算特別委員会が3日間使ったというのがありますか。

委員長 かなりあると思うのです。近年2日間で終わっていますが、日程的に予備として持っていたはずです。それは水道でも言えることだと思う。

やっぱり会期が長くなってきて、この特別委員会の関係でも、この特別委員会といのはどういう位置づけにしているのか、常任委員会というのは閉会中の審査を付託している事件があるからこそやっていますが、特別委員会は必ずしもその時その時やらなければならない性格のものでない。さらに特別委員会は休会中の継続審査の請求をする必要ないという性格のものであります。だからその事案が終了するまで特別委員会は存続するのですから、何も開会中に委員会を開かないということでない。そういう関係で、皆形式的に入れて形式的な会議になってしまっている。それが会期日程の関係で1日2日ほど使ってしまう。こういう関係というのはいつまでもこれでいいのかどうか。その辺の関係を整理していかないといけないと思う。もう少し考え方がないものかと思う。これらについてどうですか。

議長 12日の取り扱いについては配慮をしていただきたいと思うのです。12日には農業委員会が開かれますので、決算とか予算の委員会が12日にはまることが割とあったのです。そしたら農業委員も大事ですし、できたら12日は特別委員会からはずれるような形で考慮してほしい。それと2日空けてほしいという行政側からのお願いだと思うのですが、初日3日開会させてもらって4、5、6と3日間休会と、それも長くなっていく原因の1つではないかと思う。私が議会へ来た当時は1日おいての一般質問だったと記憶していますが、それが2日空けようということになった。今回3日間空いてくる。6日と9日にもっていったらなと

と思いますが、今までの考え方をごろっと変えてしまうということも、たとえば一般質問を後半にもっていくとかということも考えてはどうか。

木田委員 議案に対しての一般質問も入ってくるから議論になってもかまわないということも考えられますから、それも一考するのもいいと思う。初日に一般質問の通告をして、何日か理事者の方で練らあったら、もっといい回答が出ると思う。今回は別にしてこれから考えたらいいと思う。

委員長 そのこのところに弾力性をもっているから、議案毎の総括質疑がほとんどなしできていると言う関係もある。そうでなかったらもっと総括質疑あるかもしれない。総括質疑をよくやると、今度委員会審議が空洞化してしまうことが出てきたりする。いろいろ難しさがある。このこのところで委員会のあり方の問題にもかかわってくることになる。

里川委員 決算審査特別委員会なのですが、これまで私もずっと経験させてもらった中では、3日取っていて2日というのは委員さんたちが2日で終わらそうやという声が多く出て無理無理終わらせてきた経過もあるのですが、確かに木田委員さんおっしゃったように何か特別のことがあってというときに極力2日で終わらせる努力をしてそうだったとしても、予備日があった方が議会運営上より安定した運営ができるのではないかということの心配もするのですけれど、その中で逆に言えばこの17、18日の第1案で都市基盤と市町村合併を取ってもらっていますが、これ逆に17日を決算審査の予備日に取っていただいて、18日にこの第2案のように午前午後の委員会の開会のような取り方はどうなのかと考えますが。

浅井委員 一般質問9日10日で、1日休みますが、ここから11日から13日までとってもらったらと思う。

委員長 暫時休憩します。（午前10時45分）

委員長 再開いたします。（午前11時05分）

従来から出ているこの1案2案の関係なんですが、こういう中でたとえば、手直しをするということにして、できるものは何がありますか。たとえば一般質問と決算特別委員会の関係は連続してやるという関係が1つあるとしても、先ほど議長が言っているように農業委員会の関係の打ち合う関係は解消できない。そういうことがありますね。農業委員会の関係を配慮するとすれば中を空けて、11と13日ということにする。農業委員会を入れてということになると、下へずらすことしか方法はないだろう。さらに特別委員会も増えているわけですから、そういうことで午前と午後にするということが可能なかどうか。そこからあたりしか方法がないわけですね。組み方として。

里川委員 一般質問今まで2日連続でやっていたけれど、いつも本会議の後2日おいてスタートしてたこともあるので、金曜日と月曜日に一般質問を持って行って、10、11に決算審査をやって、12日農業委員会配慮して休会にして、13日予備日という取り方はどうでしょうか。

委員長 そんなことやろうとしたら、あかんと怒られたという歴史があるらしいので・・・

議長 前の局長が7年間おりましたが、どの議員さんか知りませんが、そういうことはあり得ないと、固定化したような感じで意見を言われて、それを踏襲してきたということです。事務局としたら前に詰めてもらった方が、委員会のテーブル起こしもしやすい。後ろを空けてもらう方が事務としてはやりやすい。

中川委員 その1人が言った意見を未だに頑なに守らなくても金月でもいいと思う。

委員長 土日空いていたとしても、理事者側がしにくいということだと思う。議員に照会しようとしてもできないということを知ったことがある。

中川委員 ですから金月でも2日空いている。

委員長 ここで組めるとしたらどういう組み方ができるか。どうしても問題になってくるのは、12日の決算委員会と決算委員会が2日でいいのかどうか。この2つの問題を解消する方法として考えてみましょうか。

決算は中抜きになったらいけないか。たとえば決算を11日にやって、12日を空けて13日にして、そして予備日を入れて繰り下げていくかしかないと思うが。

とりあえずいろんな面を考えてもこうしかならんという関係を1つの案として出して、あと課題としてこういうことを考えてはどうかという問題指摘をして、いろんな意見を聞いた上で最終的に会期中の議会運営委員会で最終確定をするという宿題にしなければ仕方がないと思う。このままでは全員協議会でうんと言ってもらえない状況にあると思う。

だから今後の検討課題としては、一般質問と決算との日程を連続して組むということについての是非の問題が1つ。

それと一般質問の日程を冒頭に入れているけれども、このことの是非。そういうことを検討してみる。

それから特別委員会と定例会との関係について。定例会の会議日程の設定の仕方から見て特別委員会は会議日程に入れないということ。そしてたらもう少し縮まると思う。

この関係が今後の日程を組むについての検討課題だということにして

、初日全協でいろいろ意見を聞きたいということにしておいて、そしてそういう関係などについて各委員会で議論をしておいてもらう。それを集約して最後の議会運営委員会の時に、とりあえず9月議会の日程だけを決めるという段取りにしなければいけないとちがうか。ここで結論が出ないように思う。それともこの1案か2案で決めるか。

中川委員 全協で議員さんの意見を聞いて、それで6月の議会運営委員会で決めてもらったかどうかと思う。

委員長 一応この素案を元に議論を十分してきたということで議論の内容を紹介することにしましょうか。この中で特に問題になっているのは、決算特別委員会と農業委員会の関係、そして決算が2日間でいいのかどうか。等々があって考えてもらわなければならない。

さらに前委員会から申し送りになっています、常任委員会のあり方の問題にもかかわってくることになる。そのことを十分検討しておかないと日程を決めかねる状態にあるのではないかという意見が出ているので、勉強をそれぞれしておきたいということにしてもらいましょうか。今日のところ。その間にいろいろ知恵を出してください。

そのようにしてよろしいでしょうか。

(委員了承)

委員長 そういうことで初日の全員協議会でご意見を聞いてみるということにして、会期中の議会運営委員会で最終的に9月議会の日程の確認をするということで今日は留めておきます。

その他について何かありますか。

事務局長 会議規則の一部改正ということで、県の町村議会議長会から標準会議

規則が送られてまいりました。

斑鳩町議会としては、行政視察等の要綱で議員の視察派遣等については議会の議決をいただいてやっていただくということになっていますが、会議規則の中でも会議規則に定めるところによりということで地方自治法の一部改正がなされておりますので、この件について改めてこの会議規則の中で盛り込んでいく。また今の議員視察等の要綱等の中で、視察や公益出張とかがございますので、その辺の取り扱いの方法についてご意見を賜りたいと思っております。

(資料により説明)

委員長

この審議を求めようとしたら、会議規則で決めている関係も変えてもらわないといけない。そうしないとどのように変えたらいいか言えない。

うちの規則の関係のどこをどうなおすのか。まったく直さないでこれだけを追加したらいいということになるのか判らない。審議ができるように整理をしてほしい。

こういう扱い方では行けないと思う。標準の関係をそのまま入れているだけで、斑鳩町の関係はどうするのかということは出ていないわけです。廃止するののかも分からない。視察という言葉と派遣という言葉の違いだけなのかどうか。そういう関係をきちっとしないと行けない。視察等の取り扱いの要綱はどうするのか、無くなるのか、そのことについて何も答えていない。何も出ていない。ですからもう一度整理してください。

議長

議長会から会議規則の改正案ということで送付を受けております。斑鳩町の議会は今まで当然のごとく会議に諮って行ってきました。それは視察という項目についてのみ限定したような要綱になっています。私としては送付された段階では会議規則にはこの項目が議員の派遣という言

葉になっていますが、派遣というのはもっと大きい意味にも取れるし、誤解される可能性もあるかなと思う。

このままの改正で第15章で121条を入れて、前の121条を122条に送っていくとこういう会議規則の改正をしておいて、行政視察等に関する要綱、これは平成9年に議会の中で決めさせていただいた。これはその中身を細かく説明してある分だと認識していますので、これはこのまま残しておく。それで取り扱いについては派遣という言葉の誤解のないように扱っていただければいいと思う。議会運営委員の皆さんでいろいろ審議していただいてそのように諮っていただければと思っております。

委員長

ここでいう121条の法第100条12項の規定によりということ、うちの場合はこの規定によっていなかったとしたら、このことをどうするかということになるだろうし、議員の派遣ということと視察等という関係について、同義語定義ということと理解をしながら自治方上派遣ということを行っているから、字句を改めるという考え方にたつのか、その辺が明らかでないわけです。そのことを明らかにしてくれないと決められない。そして100条の12項の規定とはいったい何なのかと。結局それは調査研究でしょう。そのことを意味しているのは100条12項の規定でしょう。違うのですか。

事務局長

地方自治法第100条12項というのは、関係資料の3枚目で、議会に関する事項ということで、その中で、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則に定めるところにより、議員を派遣することができるものとする」とこれが今回改正された議会に関する事項ということで明記されたものです。

委員長 派遣なら用語の関係を直さないといけないはずですが。表現を改めないといけない。中身が一緒だとしたら、語句一部の関係が違ってきているだけ、それだけだという認識に立つのか、もともと意味が違うんだと言うことになるのかということによって変わってくると思う。

事務局長 今まで委員会において付託されてきました事案、審査案件を調査してもらうために議長の議決を得て、委員派遣というものがございましてけれども、これとかまた議長が議会を代表して各種の会議に出席する場合とか、またそれぞれの議会が必要と判断して各種研修会、意見書、議決事項の実現のために議員を派遣しておりましたが、委員の派遣については従来どおりの手続きということになります、会議規則で定めるところによりということ、明記しておく必要があるということです。

中川委員 案として資料で出してもらったらどうでしょうか。

委員長 ですからうちの連動している関係の整合性をどう図るかということを経ずに、このまま改正されましたと言って出してみても合わないと思う。

たとえば今日までも問題になったのは、視察をしている関係についても何も根拠がないという関係があつてきちつとしよう、これも北海道視察の関係もあるのですが、訴訟にもなつたし、ということでこの関係は私らの時に作っているわけです。ただし作っていても議員の任務という関係でそのことを変えたときに、例えば陳情の場合、上京しますね、こういう場合の関係で、議長の立場の面と我々とは違う。だから議決をしておかないと、事故があつて障害があつたときにも補償の対象にならないということで、それが広報発行特別委員会の関係もそのためにやっている。そういう一つの流れがある。ところが議員は陳情行為というのは議員活動には入っていないわけです。だからその場合に必ず議会とし

て、なんかの議決文や、意見書を持っていくとかという関係になって初めてそうなる。こういうことが今度の派遣によって、議長がこのことを命ずるということになったとしたらはっきりするわけです。

そういう場合には必ず報告というのはついて回るものです。そういう正確のものなので、うちがそれに準じて視察の関係についてもそういうことをしているわけです。だからこういうことを踏まえて対応をしていくということにしないと、中央が言ってきたからそのことだけを出すというのでは辻褄が合わない。もう一度整理してください。議会のすべての関係は議長の命がなければ勝手にできないわけです。そういう関係になっているという流れをきちっとしないと行けないと思います。だから派遣という用語が取り入れられて、そういう文書が追加されたということで、それを合わせるとしたら合わせるためにどうしたらいいかという検討をしてもらわないといけない。そしてそのことによって十分事足りていて必要ないというのか、あるいは要綱の内容を直すというのか、表現を変えるというのか、ということの問題が出てくるはずなんです。そういうことで検討してもらえますか。

事務局長 解説の中で、今まで議員派遣については議会運営委員会とか全員協議会の中でも議員派遣をしていた議会が多かったということで、最終には議会の議決を得て派遣をしていただいていたという議会もあるのですが、今回法の改正によって会議規則に定めることによりということになりましたので・・・

委員長 うちはそのことはしていないからいいのです。ちゃんと決まっているか言っている。決まってあることと表現上を変える必要があるのかと言っているわけです。

この問題はさらに調整して検討してもらうことにしたいと思います。

他に何かございませんか。

議長 一般質問の通告書の様式を議員必携に載っているような形に改めさせてもらったと思います。通告書の要旨の作成も早くできると思うのです。議会運営委員会の中でこういう形に改めるという理解が得られたら、お願いしようかと思いますがどうでしょうか。

委員長 改めるというよりも、本来こういうことなのでこうせよということではなかったらあかんのではないかと思う。

議長 質問事項が左側で、その要旨を入れる欄をこしらえたら、整理しやすい通告書になると思いますが、6月議会の時にこの例にならって通告してくださいと私の方から文書を入れさせてもらおうかと思っておりますがどうでしょうか。

委員長 質問の関係でも言っているように、「お分かりでしたら教えてください」とか「説明をお願いします」とか「今一度答弁のほどよろしく願います」と言っていますね、それはみなあかんと書いている。ところがそのように行くと、とっても愛想がないと言われる。だから極めて丁寧に言うようになっている。

ある意味で議長は、強くそういう関係で、「議員は心せよ」ということで、議運でも言われてといるとそういうことにしておこう。悪いことでないと思う。

議長 今回様式を改良するということだけ了解していただけたらありがたいと思う。

委員長 質問事項、質問の要旨、質問の相手という様式にするということですね。

それはそういうことで受け止めておくことにいたします。

それでは本日はこれで終わることにいたします。

(午後0時00分)